

Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(4) インフルエンザ予防接種費用助成事業

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症、インフルエンザが同時期に感染拡大することを回避し、新型コロナウイルス感染症への早期判定等の対応が可能となるよう、インフルエンザの予防接種費用を助成するもの。</p> <p>【助成額または自己負担額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月から1歳未満：2,000円の助成 ・ 1歳から中学3年生：2,000円の助成 ・ 高校1年生から高校3年生相当：2,000円助成 ・ 19歳から64歳：1,000円の助成 ・ 65歳以上（定期接種）住民税課税世帯：1,000円（自己負担額） ・ 65歳以上（定期接種）住民税非課税世帯：全額助成 ・ 65歳以上（定期接種）生活保護受給者：全額助成
<p>対象者</p>	<p>全市民（生後6ヶ月未満の児を除く）</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>高齢者インフルエンザ予防接種の対象者（65歳以上及び60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器などに障害のある人（身体障害者手帳1級相当）で、住民税非課税世帯の方、生活保護受給者は、無料券を発行しますので、事前に申請が必要です。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>【高齢者インフルエンザの無料券発行申請先】</p> <p>受付場所：津山市こども保健部健康増進課または各支所・出張所</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市こども保健部健康増進課</p> <p>（電話）0868-32-2069</p>
<p>備考</p>	